

2 喫煙禁止地区について

1 取組の概要

本市では、街の美化や快適な生活環境を損なう空き缶等やたばこの吸い殻のポイ捨てに対処するため、平成8年から、条例を定め取組を行ってきました。しかし依然として街にはたばこの吸い殻等のポイ捨てが多く見られ、また、歩行喫煙などによるたばこの火には火傷や服の焼け焦げ等の危険があることから、市会をはじめ多くの方から取組の強化を求める要望を頂戴していました。

そこで、喫煙禁止地区を設けて違反者には罰則を科すこととし、平成19年第2回定例会において条例を一部改正させていただきました。平成19年9月1日には条例を施行するとともに、「横浜駅周辺地区」「みなとみらい21地区」「関内地区」の3地区を喫煙禁止地区に告示し、平成20年1月21日からは違反者への罰則適用を開始しました。

2 喫煙禁止地区の現状

(1) 地区内定点・定時調査

喫煙禁止地区内で実施している喫煙者数及びポイ捨て吸い殻本数の調査では、施行前と比較して喫煙者数で66%、吸い殻本数で54%減少しています。

	横浜駅		MM21		関内		3地区合計	
	喫煙者	吸い殻	喫煙者	吸い殻	喫煙者	吸い殻	喫煙者	吸い殻
施行(1.21)前	10	67	2	35	3	59	15	161
施行後(8月まで)	3	34	1	17	1	23	5	74

(2) 処分実績の推移

平成20年1月21日の過料徴収開始から8月末までの間、3,446名に対し過料処分を適用しました。4月からは県警OBを増員し巡回指導体制を強化しています。

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
処分件数合計	301	467	315	417	437	575	513	421	3,446
横浜駅周辺地区	214	359	230	273	270	378	286	232	2,242
みなとみらい21地区	49	59	34	58	76	84	87	94	541
関内地区	38	49	51	86	91	113	140	95	663
1日平均処分件数	27.4	16.1	10.2	13.9	14.1	19.2	16.5	13.6	15.4

3 新設・拡大の考え方

(1) 地区指定の考え方

特に必要性の高い地区において集中的に取組を行い、喫煙禁止の実効性を確保し、制度の定着を図ります。

(2) 指定を検討する地区

ア 都心部等

来街者により人通りが多く常に混雑しており、たばこの火による火傷等の危険性が高い場所として、**都心部及び市内主要ターミナル駅周辺について指定を検討**します。

イ その他の地区

都心部等ほどの人通りは無いものの、**地域が主体的な取組を行う意欲をもっている地区については、地域活動主体型の喫煙禁止地区としての指定を検討**します。

過料徴収を伴う巡回指導の頻度は都心部等より低くなりますが、地域が実施する啓発等の活動と連携することにより、喫煙禁止の徹底を図ります。

2 喫煙禁止地区について（追加配付資料）

1 平成20年度の新設・拡大地区

- (1) 既指定地区からは、違反件数が集中している**横浜駅周辺地区**を拡大します。
- (2) 市内主要ターミナル駅からは、地域からの要望もあり、かつ、鉄道乗降客数が多く、大規模な街区変更を伴う再開発の予定がない**鶴見駅周辺**を新規に指定します。
- (3) **地域活動主体型**の取組のテストケースとして、**東神奈川・仲木戸駅周辺**の地区を指定します。

2 平成20年度のスケジュール

